

第5次かかみがはら男女共同参画プラン策定支援業務プロポーザル実施要領

1. 目的

第5次かかみがはら男女共同参画プラン策定支援業務について、能力及び技術力を有す、最も適した事業者を選定することを目的とするプロポーザル方式の実施について、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 第5次かかみがはら男女共同参画プラン策定支援業務委託
- (2) 業務内容 「第5次かかみがはら男女共同参画プラン策定支援業務仕様書」による。
- (3) 履行期間 契約の日から令和7年2月28日まで
- (4) 事業費の上限額 3,782,700円（消費税及び地方消費税込み）
(5年度 1,536,700円 6年度 2,246,000円)

3. 参加資格

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 各務原市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けている者であること。
- (4) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4. 失格要件

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出資料が本実施要領の提出方法に適合しない場合
- (3) 提出資料が本実施要領に示された条件に適合しない場合
- (4) 提案書・その他提出された書類に虚偽の内容が記入されている場合
- (5) 評価委員や関係職員に接触があった場合
- (6) 上限額を超える見積金額で提案された場合

- (7) その他本実施要領に違反するなど評価委員会が不適合と認めた場合
- (8) 「11. 契約事項(1)」で行う協議が整わなかった場合

5. 評価委員会

参加表明書及び企画提案書類の評価は、市職員及び学識経験者で構成された評価委員会において、本市の定める評価項目により実施する。

6. 手続き等

(1) 事務局

各務原市役所 まちづくり推進課 生活相談係
〒 504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地
電話 058-383-1884 (直通)
FAX 058-382-7110
メール danjo02@city.kakamigahara.gifu.jp

(2) スケジュール

項目	日程
募集開始	令和5年4月20日(木)
質問書(様式1)の提出期限	令和5年5月2日(火)午後4時
質問書の回答	令和5年5月9日(火)
参加表明書(様式2)の提出期限	令和5年5月17日(水)午後4時
企画提案書の提出期限	令和5年5月24日(水)午後4時
プレゼンテーション・ヒアリング	令和5年5月29日(月)
審査	令和5年5月29日(月)
結果発表	令和5年6月初旬

(3) 関係資料の配布・閲覧

① 配布場所及び配布方法

ア 事務局で配布

※各務原市の休日を定める条例(平成3年各務原市条例第6号)に規定する休日を除く(以下「市役所開庁日」という。)、午前9時から午後5時までとする。

イ 各務原市公式ウェブサイト(<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>)に資料の電子データを掲載する。

② 配布開始日

令和5年4月20日(木)

7. 質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

質問書（様式1）により電子メールにて事務局へ送付すること。

なお、電子メール以外では受け付けない。

① 提出期限

令和5年5月2日（火） 午後4時まで

② 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてまとめ、令和5年5月9日（火）に各務原市公式ウェブサイトにおいて公表する。

なお、質問回答書は本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱うものとする。

8. 参加表明書の提出手続き

(1) 提出期限

令和5年5月17日（水） 午後4時まで

(2) 提出場所

事務局

(3) 提出方法

① 提出期間内に直接持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は簡易書留郵便等配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。

② 提出書類及び提出部数

提出書類	部数
参加表明書（様式2）	1部 ※代表者印を押印の上、提出すること

9. 企画提案書の提出手続き

(1) 提出期限

令和5年5月24日（水） 午後4時まで

(2) 提出場所

事務局

(3) 提出方法

① 提出期間内に直接持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は簡易書留郵便等配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。

② 提出書類及び提出部数

提出書類	部数
企画提案書	原本 1部（クリップ留め）
見積書	写し 10部（クリップ留め）

(4) 提出書類の記入上の注意事項

① 企画提案書

様式の定めはないが、用紙はA4版、片面20枚以内に下記内容を記載すること。

なお、記載内容については、明確な記載がない限り経費見積りの範囲内とみなすものとする。

ア 提案書の内容

次の内容について明瞭に記載すること。

1. 本市の男女共同参画事業及び本業務に対する考え方
2. 各調査対象者に対する調査設問の考え方、構成、内容
調査対象者 市内在住の満18歳以上の男女
3. 調査集計・分析の考え方、手法
4. 調査報告書の編集方法、構成イメージ
5. 第5次男女共同参画プランに対しての考え方
6. 第5次男女共同参画プランの重点ポイント、基本構想の枠組み、計画推進のための仕組み
7. 作業工程、業務実施体制
8. 計画書の編集方法、構成イメージ
9. 会社概要、過去5年以内の男女共同参画関係の基礎調査・計画策定業務の実績（年度、業務名、発注者、業務概要）

② 見積書

ア 様式は任意とする。代表者印を押印の上、あて名は各務原市長とすること。

イ 業務の合計額とその内訳を、年度ごとに記載すること。

9. プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書の提出後、企画提案に係るプレゼンテーション及び評価委員会のヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、採点を行わない。

- (1) 実施日：令和5年5月29日（月）
- (2) 会場：各務原市役所
- (3) 時間構成：1者につきプレゼンテーション20分以内、ヒアリング15分以内
- (4) 留意事項
 - ① プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書等を用いて行うこととし、差替え、追加資料は認めない。
 - ② 出席者は5名以内とする。
 - ③ プレゼンテーションでは、プロジェクターを使用し、企画提案書をスクリーンに投影して説明することができる。パソコン、プロジェクター、スクリーン、接続用ケーブルは市で用意するが、持ち込み使用も可。持ち込み使用の際は、事前に事務局に機種等確認すること。
 - ④ 開始時間、会場等の詳細は、各提案者に別途通知する。

10. 企画提案の審査等について

- (1) 評価委員会において、提出された企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングを総合的に評価し、評価委員会の評価点の合計が最も高い者を選定する。

ただし、あらかじめ定めた基準点以上の者とする。

(2) 企画提案における評価項目、評価基準の概要、配点は次のとおりとする。

評価項目・配点	評価基準の概要
業務実績 (10点)	会社概要、過去5年以内の男女共同参画関係の基礎調査・計画策定業務の実績(年度、業務名、発注者、業務概要)
男女共同参画に対する本市の現状の理解度 (10点)	・男女共同参画に対する本市の現状、課題、社会資源を理解しているか。 ・第4次男女共同参画プランの基本理念、基本目標等を理解しているか。
アンケート調査の着眼点・設問内容 (10点)	・設問設計の考え方、構成は的確な提案となっているか。 ・男女共同参画の推進を念頭においた調査設計がなされているか。
アンケート調査の集計・分析・報告 (10点)	・単純集計、クロス集計、経年比較など市の現状と課題、年齢別、男女別など、設問内容の趣旨を考慮し、回答の傾向を把握するための集計・分析に関する提案となっているか。 ・報告書の編集方法、構成はわかりやすく提案され、とりまとめには、計画に生かす独自の提案があるか。
計画の着眼点 (20点)	・第4次プランを踏まえ、市民ニーズ、社会情勢、国の制度改正等、第5次プランをどのように捉えているか。
計画の独自性 (10点)	・男女共同参画基本法に基づくサービス、市の独自のサービス、インフォーマルサービス等、市の現状、地域性等を踏まえた提案となっているか。
計画の実現性 (10点)	・提案内容が、具体的で実現性のあるものとなっているか。
計画の編集方法 (10点)	・計画書の編集方法、構成イメージは誰が見ても読みやすいものとして提案されているか。 ・基礎調査結果がどのように反映されるかイメージできるか。
見積価格 (10点)	・十分な費用対効果が認められるか。

(3) 基準点

評価委員の評価点の合計が、600満点の50%(300点)を基準とし、これに満たない提案者は選外とする。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、書面にて全提案事業者に通知する。

1 1. 契約事項

- (1) 契約については、提案採用者と提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。
ただし、事業費については2の(4)で示した上限額を超えることはない。
- (2) 「4. 失格要件」に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は次点の提案者との協議を行うことがある。
- (3) 契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

1 2. その他

(1) 費用負担

本件プロポーザルの参加に係る費用は全て参加者の負担とし、参加報酬、交通費等は支払わない。

(2) 提案書の取扱い

- ① 提案採用者以外の提案書は、当該提案者に返却する。
- ② 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは、原則として認めない。
- ③ 提出された提案書に虚偽があった場合は、その提案者のプロポーザルを無効にするとともに、評価委員会において選定を見合わせる。
- ④ 提出された書類は、評価に必要な範囲において複製できるものとし、プロポーザル以外の目的には、提案者に断りなく使用しないものとする。
- ⑤ 提案書の提出は、1者につき1案のみとする。
- ⑥ 審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けない。

1 3. 担当連絡先

各務原市市長公室まちづくり推進課生活相談係（担当：齊藤・渡邊）

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

TEL：058-383-1884

FAX：058-382-7110